〇全員が対象

「補助期間に返還した奨学金の返還金額（各月及び 12 か月分の合計額）を証する書類」

⇒原則、入金一覧表（奨学金貸与機関が発行する返還金額を証する書類）をご提出ください。

（提出が困難な場合は、引き落とし口座の通帳の写しをご提出くださいませ。）

【入金一覧表】

日本学生支援機構の奨学金相談センターにお電話いただき、
入金一覧表を発行いただきたい旨と、発行する奨学生番号をお伝えください。

※ご自宅に届くまで 10 日間ほどかかります。
もし提出期限に間に合わない場合は、商工労働課までその旨をご連絡ください。

※提出時には、氏名・奨学生番号が記載されたページと、補助対象期間の支払日・
返済金額が記載されたページをご提出ください。

▶ 奨学金相談センターの連絡先
電話番号：0570-666-301 （平日 9：00～20：00 /土日祝・年末年始を除く）
HP：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/toiawase/taiyo_kyuhu.html

【引き落とし口座の通帳の写し】

上記発行が困難な場合は、通帳の写しをご提出ください。
見開き部分と引落しのわかる該当ページすべてのご提出が必要になります。

〇初回申請の方のみ

「奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類」

⇒スカラネットの詳細情報ページ または リレー口座加入通知書の写しをご提出ください。

【スカラネットの詳細情報ページ】

スカラネット・パーソナルにログインいただき、「詳細情報タブ」をクリックして表示された画面の PDF や写真をご提出ください。

▸ スカラネット・パーソナルのホームページ

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/

（参考・詳細情報の画面）





・ログイン直後は水色タブ（全体概要）画面が表示されるため、赤枠（詳細情報）画面に変更してください。

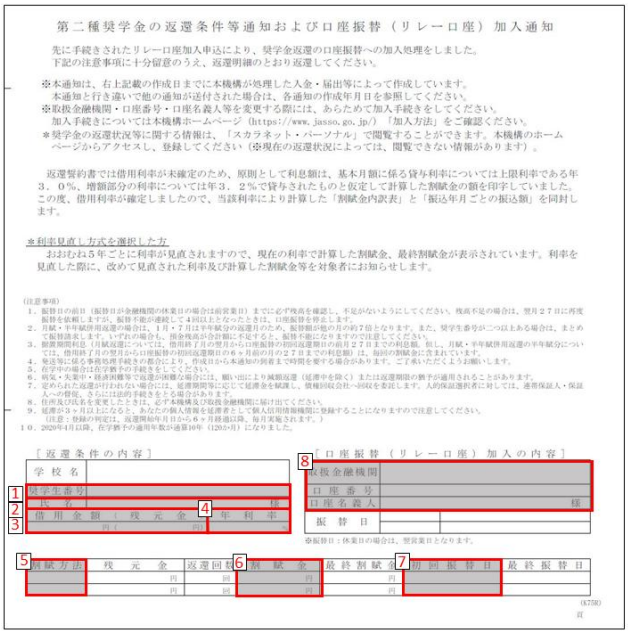
・提出いただくのは上記２画面分のみ、保証情報（連帯保証人の情報等）は不要です。

・第１種、第２種などの合計金額で申請される方は、黄緑枠（奨学生番号）の画面をそれぞれご提出してください。

【リレー口座加入通知書の写し】

口座振替（リレー口座）加入通知書をお持ちの方は、こちらを提出いただいても構いません。

（参考・リレー口座加入通知書の画像）



第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知

先に手続きされたリレー口座加入申込により、奨学金返還の口座振替への加入処理をしました。
下記の注意事項に十分留意のうえ、返還明細のとおり返還してください。

※本通知は、右上記載の作成日までに本機構が処理した入金・届出等によって作成しています。
本通知と行き違いで他の通知が送付された場合は、各通知の作成年月日をご参照してください。
※取扱金融機関・口座番号・口座名義人等を変更する際には、あらためて加入手続きをしてください。
加入手続きについては本機構ホームページ（https://www.jasso.go.jp/）「加入方法」をご確認ください。
※奨学金の返還状況等に関する情報は、「スカラネット・パーソナル」で閲覧することができます。本機構のホームページからアクセスし、登録してください（※現在の返還状況によっては、閲覧できない情報があります）。

返還誓約書では借用利率が未確定のため、原則として利息額は、基本月額に係る貸与利率については上限利率である年３．０％、増額部分の利率については年３．２％で貸与されたものと仮定して計算した割賦金の額を印字していました。この度、借用利率が確定しましたので、当該利率により計算した「割賦金内訳表」と「振込年月ごとの振込額」を同封します。

＊利率見直し方式を選択した方
おおむね５年ごとに利率が見直されますので、現在の利率で計算した割賦金、最終割賦金が表示されています。利率を見直した際に、改めて見直された利率及び計算した割賦金等を対象者にお知らせします。

（注意事項）
1．振替日の前日（振替日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに必ず残高を確認し、不足がないようにしてください。残高不足の場合は、翌月２７日に再度振替を依頼しますが、振替不能が連続して４回以上となったときは、口座振替を停止します。
2．月賦・半年賦併用返還の場合は、１月・７月は半年賦分の返還月のため、振替額が他の月の約７倍となります。また、奨学生番号が二つ以上ある場合は、まとめて振替請求します。いずれの場合も、振金残高が合計額に不足すると、振替不能になりますのでご注意してください。
3．猶予期間利息（月賦返還については、借用終了月の翌月から１年振替の初回返還期日の前月２７日までの利息額。但し、月賦・半年賦併用返還の半年賦分については、借用終了月の翌月から１年振替の初回返還期日の６ヶ月前の月の２７日までの利息額）は、毎回の割賦金に含まれています。
4．発送等に係る事務処理手続きの都合により、作成日から本通知の到着まで時間を要する場合があります。ご了承いただくようお願いします。
5．在学中の場合は在学猶予の手続きをしてください。
6．病気・失業中・経済困難等で返還が困難な場合には、願い出により減額返還（延滞中を除く）または返還期限の猶予が適用されることがあります。
7．定められた返還が行われない場合には、延滞期間等に応じて延滞金を賦課し、債権回収会社へ回収を委託します。人的保証契約者に対しても、通常保証人・保証人への督促、さらに法的手続きをとる場合があります。
8．住所及び氏名を変更したときは、必ず本機構及び取扱金融機関に届け出てください。
9．延滞が３ヶ月以上になると、あなたの個人情報を延滞者として個人信用情報機関に登録することになりますのでご注意してください。
（注意：登録の判定は、返還開始年月日から６ヶ月経過以降、毎月実施されます。）
10．2020年4月以降、在学猶予の適用年数が通算10年（120か月）になりました。

［返還条件の内容］

学校名	
1 奨学生番号	
2 氏名	様
3 借用金額（残元金）	円（ 円）
4 年利率	％

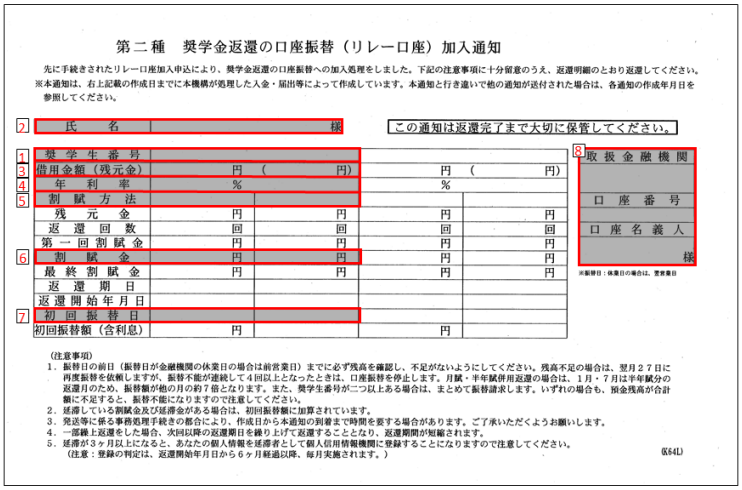
［口座振替（リレー口座）加入の内容］

8 取扱金融機関	
口座番号	
口座名義人	様
振替日	

＊振替日：休業日の場合は、翌営業日となります。

5 割賦方法	残元金	返還回数	6 割賦金	最終割賦金	7 初回振替日	最終振替日
	円	回	円	円		
	円	回	円	円		

（K758）
頁



第二種　奨学金返還の口座振替（リレー口座）加入通知

先に手続きされたリレー口座加入申込により、奨学金返還の口座振替への加入処理をしました。下記の注意事項に十分留意のうえ、返還明細のとおり返還してください。
※本通知は、右上記載の作成日までに本機構が処理した入金・届出等によって作成しています。本通知と行き違いで他の通知が送付された場合は、各通知の作成年月日を参照してください。

2 氏名　様　　この通知は返還完了まで大切に保管してください。

1	奨学生番号			
3	借用金額（残元金）	円（ 円）	円（	円）
4	年利率	％	％	
5	割賦方法			
	残元金	円	円	円 円
	返還回数	回	回	回 回
	第一回割賦金	円	円	円 円
6	割賦金	円	円	円 円
	最終割賦金	円	円	円 円
	返還期日			
7	初回振替日			
	初回振替額（含利息）	円	円	

8 取扱金融機関
口座番号
口座名義人
様
＊振替日：休業日の場合は、翌営業日

（注意事項）
1．振替日の前日（振替日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに必ず残高を確認し、不足がないようにしてください。残高不足の場合は、翌月２７日に再度振替を依頼しますが、振替不能が連続して４回以上となったときは、口座振替を停止します。月賦・半年賦併用返還の場合は、１月・７月は半年賦分の返還月のため、振替額が他の月の約７倍となります。また、奨学生番号が二つ以上ある場合は、まとめて振替請求します。いずれの場合も、振金残高が合計額に不足すると、振替不能になりますのでご注意してください。
2．延滞している割賦金及び延滞金がある場合は、初回振替額に加算されています。
3．発送等に係る事務処理手続きの都合により、作成日から本通知の到着まで時間を要する場合があります。ご了承いただくようお願いします。
4．一部繰上返還をした場合、次回以降の返還期日を繰り上げて返還することとなり、返還期間が短縮されます。
5．延滞が３ヶ月以上になると、あなたの個人情報を延滞者として個人信用情報機関に登録することになりますのでご注意してください。
（注意：登録の判定は、返還開始年月日から６ヶ月経過以降、毎月実施されます。）

（K64L）

▲ 圧着はがきタイプ

◀ 封書タイプ

提出書類の説明は以上となります。

まずは市 HP をご確認いただき、ご不明点等ありましたら、商工労働課までお気軽にご相談ください。

▶ 伊丹市役所　商工労働課（市役所４階）
電話：072-784-8051　メール：syokorodo@city.itami.lg.jp